

平成 2 4 年 5 月 8 日



## 茨城県及び栃木県における突風等による災害に係る 被災中小企業者対策を講じます

経済産業省は、茨城県及び栃木県における突風等による災害について、両県での災害救助法の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として以下の措置を講ずることとしましたのでお知らせします。

### 1. 特別相談窓口の設置

茨城県及び栃木県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構関東本部及び関東経済産業局に特別相談窓口を設置します（参考資料①参照）。

### 2. 災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、茨城県及び栃木県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します（参考資料②参照）。

### 3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

茨城県及び栃木県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応します。

### 4. 小規模企業共済災害時即日貸付の適用

今般の災害により被害を受けた茨城県及び栃木県の災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用します（参考資料③参照）。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁経営安定対策室長 横尾 浩一郎

担当者：成瀬、永野（えいの）

電 話：03-3501-1511（内線 5251）

03-3501-2698（直通）

## 平成24年5月に発生した突風等による災害に関する特別相談窓口

機関名	支店名		連絡先
(株)日本政策金融公庫	水戸支店	国民事業	029-221-7137
(株)日本政策金融公庫	水戸支店	中小事業	029-231-4246
(株)日本政策金融公庫	土浦支店	国民事業	029-822-4141
(株)日本政策金融公庫	日立支店	国民事業	0294-24-2451
(株)日本政策金融公庫	宇都宮支店	国民事業	028-634-7141
(株)日本政策金融公庫	宇都宮支店	中小事業	028-636-7171
(株)日本政策金融公庫	佐野支店	国民事業	0283-22-3011
(株)日本政策金融公庫	千住支店	中小事業	03-3870-2125
(株)商工組合中央金庫	水戸支店		029-225-5151
(株)商工組合中央金庫	宇都宮支店		028-633-8191
(株)商工組合中央金庫	足利支店		0284-21-7131
茨城県信用保証協会			029-224-7811
栃木県信用保証協会			028-635-2121
水戸商工会議所			029-224-3315
土浦商工会議所			029-822-0391
古河商工会議所			0280-48-6000
日立商工会議所			0294-22-0128
石岡商工会議所			0299-22-4181
下館商工会議所			0296-22-4596
結城商工会議所			0296-33-3118
ひたちなか商工会議所			029-273-1371
栃木商工会議所			0282-23-3131
宇都宮商工会議所			028-637-3131
足利商工会議所			0284-21-1354
鹿沼商工会議所			0289-65-1111
小山商工会議所			0285-22-0253
日光商工会議所			0288-30-1171
大田原商工会議所			0287-22-2273
佐野商工会議所			0283-22-5511
真岡商工会議所			0285-82-3305
茨城県商工会連合会			029-224-2635

栃木県商工会連合会	028-637-3731
茨城県中小企業団体中央会	029-224-8030
栃木県中小企業団体中央会	028-635-2300
中小企業基盤整備機構	関東本部 03-5470-1509
関東経済産業局産業部中小企業課	048-600-0321

合計 36か所

## 〔災害復旧貸付の概要〕

### 【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

### 【金利】（いずれも平成24年5月8日現在）

#### ○株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率（1.65%（貸付期間5年の場合））

国民生活事業 → 基準利率（2.15%（貸付期間5年の場合））

○商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

### 【貸付限度額】

別枠で、

中小企業事業 → 1.5億円（代理貸付：7千5百万円）

国民生活事業 → 3千万円（代理貸付：1千5百万円）

商工組合中央金庫 → 1.5億円

### 【貸付期間】

中小企業事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内  
（据置2年以内）

国民生活事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内  
（据置2年以内）

商工組合中央金庫 → 設備資金、運転資金とも10年以内  
（据置2年以内）

### 【担保特例】

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

## 小規模企業共済災害時貸付の概要

### 1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所。以下同じ。）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の売上高。）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

### 2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として掛金総額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（平成24年5月8日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下36ヵ月  
505万円以上60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

### 3. その他

罹災証明等の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能。（登録窓口が商工中金の場合）